

寒川農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同法第12条第2項の規定に基づき、当該変更後の寒川農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月13日

寒川町長 木村俊雄

縦覧場所 寒川町役場 寒川町宮山165 環境経済部 農政課

寒川町の休日を定める条例（平成元年寒川町条例第2号）第1条1項各号
に掲げる日を除く午前8時30分から午後5時15分まで